

福岡県公報

平成18年2月27日
第2501号

目 次

告 示 (第385号—第388号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (出納事務局出納総務課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 公 告**
- 落札者等の公示 (教育庁総務課) 2
- 選挙管理委員会**
- 情報通信の技術を利用して行う福岡県選挙管理委員会の所管する行政手続等 (地方課) 2
- 政治団体の平成16年分収支報告書の要旨の一部訂正 (地方課) 3
- 内水面漁場管理委員会**
- 水産動物の採捕禁止区域及び期間 (水産振興課) 4
- 水産動植物の採捕禁止区域及び期間 (水産振興課) 4

告 示

福岡県告示第385号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
久留米	県道	本郷基山線 停車場	前	小郡市三沢1041番1先から 同市三沢711番3先まで	4.2 ～ 7.8	215.0
			前	同上	6.0 ～ 10.2	214.0
			後	同上	6.4 ～ 13.0	214.0
久留米	県道	中尾大刀洗線	前	三井郡大刀洗町大字本郷10 12番1先から 同郡同町大字本郷1009番先 まで	6.8 ～ 7.4	63.5
			後	同上	8.8 ～ 9.0	63.5

福岡県告示第386号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年2月27日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	本郷基山線 停車場	小郡市三沢708番2先から 同市三沢711番3先まで

福岡県告示第387号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成18年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

売りさばき人 人証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
240	田川市大字伊田字種不取4547番地の7 上塚 博勇	田川市大字伊田字種不取4547番地の7	平成18年2月15日

福岡県告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	福岡線 太宰府	前	糟屋郡宇美町大字炭焼13番6先から同郡同町大字炭焼13番72先まで	12.2 ～ 55.8	180.0
			後	同上	8.0 ～ 55.8	182.4

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成18年2月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量
人事給与システムのメンテナンス業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県教育庁総務部総務課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成17年12月27日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名
T I S 株式会社産業第2事業部九州支社
 - (2) 住所
福岡市博多区奈良屋町2番1号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
72,450,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 隨意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(d)に該当

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第16号

福岡県選挙管理委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成16年福岡県選挙管理委員会規程第1号）において例によることとされる知事等

に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条及び第4条第4項の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに電子署名を要する申請等を公示する。

平成18年2月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺 俊明

1 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要する申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条 項	使用の開始日	対象手続
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）	第6条第1項、第6条の3、第7条第1項、第12条第1項、第17条第1項、第18条第1項、第18条の2第1項及び第19条第2項並びに第3項	平成18年2月27日	政治団体設立届、届出事項の異動届、収支報告書の提出、政治団体解散届、資金管理団体指定届、資金管理団体届出事項の異動届、資金管理団体指定取消届及び資金管理団体でなくなった届
政党助成法（平成6年法律第5号）	第18条第3項	平成18年2月27日	支部報告書の提出

2 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電磁的記録による作成等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条 項	使用の開始日	対象手続
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）	第7条の3第1項及び第20条の2第1項	平成18年2月27日	届出台帳の調製、収支報告書等の保存
政党助成法（平成6年法律第5号）	第32条第3項	平成18年2月27日	報告書等の保存

3 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電磁的記録による縦覧等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条 項	使用の開始日	対象手続
政治資金規正法（昭和23年法律第194号）	第20条の2第2項	平成18年2月27日	収支報告書等の閲覧
政党助成法（平成6年法律第5号）	第32条第5項	平成18年2月27日	報告書等の閲覧

福岡県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、浮羽郡医師連盟の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した政治団体の平成16年分収支報告書の要旨（平成17年12月14日福岡県選挙管理委員会告示第132号）の一部を、次のとおり訂正する。

平成18年2月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺 俊明

浮羽郡医師連盟の項を次のとおり改める。

No. 113 浮羽郡医師連盟

報告年月日 平成17年02月10日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	2,835,047円
ア 前年からの繰越額	1,970,682円
イ 本年収入	864,365円
(2) 支出総額	1,234,000円
(3) 翌年への繰越額	1,601,047円

2 本年収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	(43) 人 225,000円
イ 寄附	49,350円

(ア) 寄附	49,350円
c 政治団体からの寄附	49,350円
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入（内訳別掲）	500,000円
カ その他の収入	90,015円
(イ) 1件10万未満のもの	90,015円
計 （本年収入額）	864,365円
(2) 支出の内訳	
イ 政治活動費	1,234,000円
(ア) 組織活動費	540,000円
(オ) 寄附・交付金	694,000円
計	1,234,000円
（うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 （内 訳）	694,000円）
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
福岡県医師連盟	
500,000円	福岡市博多区
小 計	500,000円

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

平成18年2月27日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 原 口 敏 治

1 禁止区域

筑後川本流のうち、久留米市小森野堰下端から下流100メートルまでの区域

2 禁止期間

平成18年3月1日から平成18年5月19日まで